



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」



お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

あっという間に年の瀬になりました。今年は紅葉も遅めで、ここに来てあまり冷え込むことがなくなり冬らしくない感じですが、暦の上では冬至から小寒の間になります。冬至といえば、1年でもっとも日照時間が短い日であり、今年は12月22日でした。デトックスや浄化にもよく、エネルギーが切り替わるとも言われているようです。これから断捨離、大掃除のシーズンになりますので、少しずつ整理整頓をして気持ちよく新年を迎えたいものです。



今回は、支払期限と遅延損害金などに関する記事が弁護士の作成しましたオリジナルの記事になります。企業法務と税務会計に関するものは配信先提供記事になります。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

なお、当事務所の年末は12月28日まで営業しております。本年もお世話になりました。どうぞ良い年をお迎え頂ければと思います。年始は令和2年1月6日より通常の営業をさせていただきます。

当メールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。

勁草法律事務所
〒732-0824
広島県広島市南区的場町1-2-16 グリーンタワー5F
電話：082-569-7525

メール配信停止はこちら

>

支払期限と契約書に注意。遅延損害金とは？民法改正でどうなる？

19.12.25 | オリジナルメルマガ



買掛金や借金・税金や社会保険料など、日常・事業をする上で様々なお金の支払期限があります。督促に対してどうするのかという点も重要ですが、支払いが遅れると「遅延損害金」の支払義務が出てきます。この遅延損害金とは何で、どのように決まるのか・注意点は何かなどを触れておきます。



○遅延損害金とは？

遅延損害金とは、簡単に言えば支払期限までの支払いに間に合わないことについての賠償金・ペナルティのことです。例えば、100万円のお金を借りて利息年3%・12月30日までが支払い期限だとすると、ここを超えて支払いができない場合に、100万円と利子以外に支払義務が出てきます。このそれ以外というのが遅延損害金です。

これは、今触れました借金以外にも買掛金や税金などについても出てきます。

それでは、こうした遅延損害金はいくらになるのでしょうか？結論から言えば、決めていない場合には法律で定められたパーセントになります。先ほどの借金が個人の間やり取りだとすると、2020年3月までの契約であれば年5%になります。会社からの借り入れとなると年6%ということになり、実は結構な割合になります。買掛金についても特に書類がない（注文書と請書しかないようなケースや口頭の場合）であっても、同じように考えることになります。買掛金の場合にはそこまでの請求が頭がないケースもありえますが、実際にはそうした請求もできますし請求を行ってくるケースもありますから、支払期限に間に合わない場合にはどうするか注意をする必要があります。

実際には遅延損害金についてシビアに問題にする場合は、契約書等で決めていることが多いように思われます。遅延損害金についても貸金の場合には一定の制限（こちらはよく言われる貸金業者の上限規制とは異なる数字になります。こちらは純粋な利息であり、遅延損害金は利息の上限の1.46倍まで取ることができます）。があります。買掛金の場合には、B to Cの場合にはあまりに法外なものは無効になる可能性が高まりますが、B to Bの場合にはある程度低くなります。契約書や約款はよく読んでおく必要がこの点でもあります。

このほか、社会保険料や税金についても支払期限に間に合わないことが事業の状況によってはありますが、こちらは遅延損害金率（厳密には延滞金率）が法律上定められており、延滞しているお金（期限に遅れているお金）について年14.6%となります。延滞している場合、資金繰りなどに問題があり分割払いの交渉を役所とすることが多いと思われていますが、そこにさらに大きな負担が来るという点にも注意をする必要があります。

いずれにしても、支払いが遅れる場合には資金面での問題が出てくることが多いと思われていますが、そこにさらに大きな負担がかかるリスクが出てくるという点には注意が必要です。逆に買掛金をためないように促すという意味ではきちんと遅延損害金を設定し、きちんと支払った方が得であると示す点では意味があるでしょう。ただし、この場合には相手の支払能力に疑問がある場合も多いでしょうから、支払能力のある保証人の確保や何かしらの担保の設定（不動産や売掛金・商品等が考えられます）をしておくということも重要です。

○民法改正での影響は？

令和2年4月1日（2020年4月1日）に改正された民法（主に契約に関する部分）が施行されますが、この日より後の契約については改正された内容での遅延損害金のパーセントが適

用されます。重要なのは現在存在する契約について来年4月1日以降で延滞があっても、こちらは現在の法律の規定による（契約書で別の規定をしていればその内容）ということです。

改正の内容は、遅延損害金の率がこれまでと異なり変動が年によって異なるということ・最初は3%でスタートするということになり、よく分からなくなる・現在の金利情勢が続くという前提であれば遅延損害金は相当小さくなるという点です。回収を図る側は遅延損害金率を契約でそれなりに設定をする必要があります。

ちなみに、貸金に関する上限規制の変更はありませんし、社会保険料や税金の延滞についての延滞金率は変更がありません。言い換えると、社会保険料と税金の延滞の場合の負担は相対的には重くなるといえるでしょう。

○延滞についての注意点は？

返済あるいは支払いをする上での注意点は、分割での支払いの場合は特に合意がなければ遅延損害金・利息・元金（買掛金では遅延損害金と元金）について、どれを支払ったことになるのかは法律で決まっている点です。

それによると、遅延損害金・利息の支払いをしないと元金の支払いをしたことにはなりません。遅延損害金と利息が存在する場合には、支払いをする側にとって利益になるように支払いを充てていくこととなります。遅延損害金と利息のどちらに充てるかという点だけは、支払いをする側が支払いをする時点であれば指定をすることができます。

ちなみに、売買契約をする際の費用（印紙代など）やお金の回収のための費用（裁判や差し押さえをする費用）が掛かっているケースでは、こちらの費用の方が利息・遅延損害金よりも先に支払いに充てられることとなります。この順番も変えることは原則できません。順番を変えるには、支払いをする側と支払いを受ける側での合意がきちんと存在する必要があります。

このように支払いを分割でするについても面倒な点がありますが、もう一つ注意をする点は先ほどの支払いをした扱いになる部分が出るということは支払いが遅れている状況が続く、裁判や差し押さえの可能性が出てくるという点です。担保を取っている場合には担保からの回収を図られることとなります。

税金や社会保険料については法律上滞納処分という強力な回収手段（裁判が不要である上に、優先回収を当然に図ることができる部分があります）が存在します。こうした点による

信用失墜や財産を失う（事業基盤へのダメージにもなりかねません）点への注意となります。

このように遅延損害金というものもなかなか関心がわかないところかもしれませんが、注意が必要となります。

判例から解説！ 問題従業員の退職金は支払わねばならない？

19.12.10 |



従業員が問題を起こし、懲戒解雇にした場合、

会社としては、その従業員には退職金を支払いたくないというのが本音です。しかし、退職金を全く支給しないということが出来るかという点とむずかしいといえます。仮に全く退職金を支給しない場合、後に従業員から退職金の支払を請求されることがあります。

今回はこの点について、代表的な判例『Y社事件』をもとにご説明します。



懲戒解雇で退職金支給となった代表的な判例

【東京高判平成15.12.11／『Y社事件』】

・ 事案の概要

Y社は鉄道事業を営む会社であり、Xは従業員として案内所で特急の予約受付や国内旅行業務に従事していた。Xは、これまで20年余り勤続してきており、その間特に勤務態度に問題はなかった。また、Xは業務時間以外の私的な時間を利用して旅行業の取扱主任の資格を取得した。しかし、Xは、ほかの鉄道会社が運行させている列車車両内で痴漢行為を行った。この痴漢行為を理由として、Xは逮捕、勾留され略式起訴された上、罰金20万円に処せられた。Y社はXが深く反省していることや外部に公にならなかったことを考慮して、Xへの処分を降格とするにとどめた。Xはその半年後、休日に同様の痴漢行為を行い、懲役4月執行猶予3年の有罪判決を受けた。この事件についての報道等はされず、Y社外に本件事件が明らかになることはなかった。Xはその際、前回起訴から本件事件までの間、3回にわたり同種の行為によって

罰金刑を受けていた事実を告白した。Y社は、Y社懲戒規程に基づきXを懲戒解雇した上で、Y社退職金規程に基づきXに退職金を支給しなかった。なお、Y社では過去10年間のうち、乗車定期券を無断作成しその代金を着服した行為や駅構内にあるコインロッカーの収入金を着服した者に対し、退職金全額のうち3割が支払われた前例がある。また、Xは土地建物の購入資金として借りた住宅ローンの残債務が2,000万円以上残っており、返済の見通しが立たず、自己破産の申立てを検討していた。Xは本件退職金全額の支払をY社に求めて提訴した。

・判旨の概要

1. 法解釈

ア. 一般的判断基準

退職金の支給制限規程は、退職金が功労報償的な性格を有することに由来する。しかし、他方で退職金は賃金の後払い的性格を有し、労働者の退職後の生活保障に配慮する必要がある。特に、本件のように、就業規則に基づき給与および勤続年数を基準として支給条件が明確に規定されている場合、賃金の後払い的性格が強い。そのため、従業員は、退職金を当てにしてローンを組む等生活設計を立てている場合も多いと考えられる。このような期待を剥奪するには相当の合理的理由が必要である。

イ. 具体的判断基準

(1) 全額不支給が許されない場合

退職金全額を不支給とするには、それが当該労働者の永年の勤続の功を抹消してしまうほどの重大な不信行為であることが必要である。特に、横領など高度の背信性を有することが必要であり、このような事情がないにもかかわらず、会社と直接関係のない非違行為を理由に全額不支給とするのは過酷な処分であり、比例原則に反する。

(2) 一部不支給が許される場合

一方、退職金の功労報償的性格および支給の可否についての会社側の裁量に鑑み、非違行為が強度の背信性を有するとまではいえない場合、当該不信行為の具体的内容と、被解雇者の勤続の功などの個別的事情に応じ、退職金のうち一定割合を支給すべきである。本件条項はこのような趣旨を定めたものと解すべきであり、その限度で合理性を持つ。

2. 法適用

(1) 不信行為の具体的内容

本件行為およびXの過去の痴漢行為は、いずれも電車内での事件とはいえ業務とは無関係にされたXの私生活上の行為である。また、報道等によって社外にその事実が明らかにされたわけではなく、Y社の社会的評価や信用の低下や毀損が現実には生じたわけではない。たしかに、Xが鉄道会社に勤務する社員として、痴漢行為のような乗客に迷惑を及ぼす行為をしてはならないという職務上のモラルが存在する。しかし、それが雇用継続を左右するか否かの判断であればともかく、賃金の後払い的性格のある退職金の支給・不支給の判断には決定的な影響を及ぼさない。Y社において過去に退職金の一部が支給された事例は、いずれも金額の多寡はともかく、業務上取り扱う金銭の着服という会社に対する直接の背信行為である。これらの

者が過去に処分歴がなくいわゆる初犯であったことを考慮しても、本件と対比して背信性が軽度であったとは言い切れない。

(2) 被解雇者の勤続の功

Xの功労という面では、その20年余の勤務態度が非常に真面目であり、旅行業の取扱主任の資格も取得するなど自己の職務上の能力を高める努力をしていた様子もうかがわれる。

3. 結論

そうすると、本件については、本来支給されるべき退職金のうち一定割合での支給が認められるべきであり、その具体的割合は前記事情から3割とするのが相当である。

退職金を不支給とする場合の注意点とは？

仮に、従業員が会社のお金を横領したのだとすれば、重大な背信行為であるとして、退職金を全額支給しないということが認められますが、鉄道会社の従業員が他社線の電車内で繰り返し痴漢をして刑罰に処されても、3割の退職金を支給しなければならないことがわかります。

退職金には、功労報償的な性質と、賃金の後払い的な性質が併存するといわれています。

このうち、賃金の後払い的な性質から、従業員の生活保障の観点が出てくるので、賃金減額がむずかしいのと同じように、容易には不支給にしたり減額したりすることができないと考えておいた方がよいでしょう。

もっとも、この事案で、たとえば従業員の痴漢がマスコミに知られて報道された際や、過去の従業員の金銭着服の際に退職金を不支給としていれば、裁判所の判断は変わっていたかもしれません。

どのような場合に退職金を不支給としてよいかを考えるに当たっては、**相場観や具体的事案の客観的分析が不可欠**ですので、従業員の退職金を不支給にする前に、専門家の意見を聞いてから慎重に判断するようにしてください。

※本記事の記載内容は、2019年12月現在の法令・情報等に基づいています。

起業したばかりの企業の救いの手に!?! エンジェル投資家とは

19.12.10 |



会社を起業し、運営していくには、事業資金が

必要になります。

通常、起業の際の事業資金は、個人資産から捻出したり、銀行や信用金庫などから借りたりといった方法が取られます。

それ以外の方法として、にわかに注目を集めているのが、『エンジェル投資家』からの投資です。

エンジェル投資家とは、起業したばかりのベンチャー企業などのために、自己資金を“投資”する、まさに天使のような個人投資家のことです。

今回は、そんなエンジェル投資家について、ご説明します。



エンジェル投資家の特徴とは？

事業資金は銀行や信用金庫などから借りるのが一般的ですが、起業したばかりのベンチャー企業などは、実績の少なさなどから融資を断られる場合が少なくありません。

そんななか、資金調達の強い味方となってくれるのが『エンジェル投資家』と呼ばれる個人投資家です。

そもそも『エンジェル投資家』とは、いったい何者なのでしょう？

もともとは欧米で生まれた概念で、劇団や役者を支援する人のことを『エンジェル』と呼ん

でしたが、1980年頃になり、ベンチャー企業などを応援する投資家という意味も含まれるようになってきました。

エンジェル投資家は、投資会社であるベンチャーキャピタルと性質が似ています。ただし、ベンチャーキャピタルがあくまで高いリターンを求め、利益を追求する集団であるのに対し、エンジェル投資家による投資は、起業家への“援助”の意味合いが強く、『応援』や『育成』の観点から、投資を行う人が多いことが特徴です。

また、ベンチャーキャピタルが億単位の膨大な金額の投資を行うのに対し、ケースにもよりますが、エンジェル投資家の投資は1社につき、数百万から数千万円程度といわれています。

エンジェル投資家は、**企業に資金援助をする代わりにその企業の株式を取得する**のが一般的です。

企業が投資によって成長をすれば、株の配当金や株式の売買でエンジェル投資家は儲けることができますが、投資した企業の事業がうまくいかなかった場合などは損失が発生してしまいます。

こういった面から見ても、企業とエンジェル投資家は一蓮托生の関係ともいえそうです。

また、企業にしてみれば、銀行や信用金庫からの融資のように、返済したり、利息を支払ったりしなくていいわけですから、エンジェル投資家からの投資には大きなメリットがあります。

一方で、デメリットとしては、株式を譲渡するわけですから、エンジェル投資家が経営に口を出してくることも。

投資の見返りとして株の所有率を高くされた場合、創業者の持ち株比率が低いため、経営が安定しないこともあります。

また、詐欺などの危険性もないわけではありません。

投資を受ける際には、信用に値する投資家なのかどうかをしっかりと確認する必要があります。

『エンジェル税制』で個人投資を促進

近年は、エンジェル投資家による投資を促進するための『エンジェル税制』が制定され、ますます投資を行うことへのハードルが低くなっています。

『エンジェル税制』とは、**エンジェル投資家が税制上の優遇措置を受けられる**というもので、設立3年未満の企業に投資した場合は、対象企業への投資額から2,000円を引いた額を、その年の総所得金額から控除することができます。

控除の対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と、1,000万円の、どちらか低い方にな

ります。

また、設立10年未満の企業に投資した場合は、対象企業へ投資した全額をその年の株式譲渡益から上限なく控除することができます。

このほかにも、投資した先の企業の株式を売却して損失が発生した場合には、その損失をほかの株式譲渡益と相殺して所得税を算出することができます。

つまり、投資時点、売却時点のいずれの時点でも優遇措置を受けられるというわけです。

『エンジェル税制』から、いかに国がエンジェル投資家による投資の促進に力を入れているかがわかると思います。

エンジェル投資家から投資してもらうには

事業主がエンジェル投資家と接触するには、**信頼できる企業からの紹介**が多いようです。まずは知人や友人の経営者に、それとなくエンジェル投資家の存在を聞いてみるのも一つの手かもしれません。

ほかにも、**エンジェル投資家と事業主を結びつけるマッチングサイト**を利用するという方法もあります。

現在、ネット上にはさまざまなマッチングサイトが存在しています。

当然、利用料金はかかりますが、投資家のプロフィールなどを開示しているサービスも多く、詐欺などが不安な事業主にはおすすめです。

さらに、交流会やイベント、セミナーなどで出会う方法もあります。

事業計画書や面談などを経て、エンジェル投資家から投資に値する企業だと判断されて初めて、投資を受けることができます。

エンジェル投資家と縁をつくることができたら、どのくらいの額を投資してほしいのか、また、どのような事業に資金が必要なのかなどを、プレゼンテーションできるようにしておきましょう。

※本記事の記載内容は、2019年12月現在の法令・情報等に基づいています。